

「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について」に対する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

・意見募集の概要

平成28年3月に取りまとめた「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成28年3月22日（火）～平成28年4月20日（水）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファクシミリ

・意見募集の実施結果

意見提出者数：3名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	1
地方自治体	1
不明	1
合計	3

意見ののべ総数 4件

本件に係る意見の提出は4件でした。

意見の概要及びそれらに対する考え方
別紙のとおり。

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	温泉分野	<p>事業活動に伴い排出される排水であるとしても、温泉には地域性があるという特異性があるところ、温泉を利用する旅館業に対する一律排水規制に係る取組を今後進めるに当たっては、公設の共同排水処理場の設置を進める必要があるのではないか。</p>	<p>水質汚濁防止法の排水規制では、特定施設を設置する事業場に対し、事業場からの排出水について各排水口において排水基準に適合させることを求めていますので、これらの基準に適合した排水対策が適切に行われることが必要です。このため、各地域がその実情に応じてどのような排水対策を講じるかは当該地域の判断に委ねられております。</p>
2	温泉分野	<p>温泉を利用する旅館業に係るほう素及びふっ素の暫定排水基準については、①これらの業種の特定施設が排出しているほう素及びふっ素(の化合物)の濃度は一部を除いて暫定排水基準以下であり、暫定排水基準を超過する施設はかなり限定的であり、また、②現段階で提案されているほう素及びふっ素の濃度を低減する排水処理技術はいずれもかなり高額であり、初期設備設置については低金利の融資に頼ったとしても、ランニングコストが高額では負担が大きく、こうした技術の導入を前提として暫定基準値引き下げを行うことは旅館業の経営を圧迫する恐れがあり非現実的である。このため、今回示された案のとおり、現行の暫定排水基準を維持することが適当である。</p>	<p>暫定排水基準の見直しに当たっては、各特定事業場における排出実態の把握を進めるとともに、排水濃度低減に向けた技術的な検討を進めており、今般の温泉旅館に係るほう素及びふっ素の暫定排水基準の見直しについても、温泉旅館の排水の排出実態等を踏まえた上で検討を行い、暫定排水基準値の延長を行うこととしたものです。今後の暫定排水基準の見直しに当たっても、こうした実態把握等を行った上で、必要な検討を行って参ります。</p> <p>また、温泉旅館から排出される排水については、ほう素等の他、多種多様な共存物質が比較的高い濃度で成分として含まれる場合があり、こうした場合、これらの共存物質が排水処理を阻害すること等により、既存の排水処理技術ではほう素等の除去が難しいことがあります。このため、ほう素等に係る温泉排水処理技術の開発普及等に向けた実証試験を行ってきたところであり、引き続き、導入可能な排水処理技術の開発普及等に取り組んで参ります。</p>
3	温泉分野	<p>温泉湧出は自然現象の一つであり、温泉水中に含まれるほう素及びふっ素の濃度は季節等に応じてかなり変動することが知られている。また掘削時からの期間が長期になればなるほどこの変動は大きくなると予想される。</p> <p>また、自然現象とは異なるが、入浴の時間帯、季節等による浴客の混雑状況や、ちゅう房排水などの混合具合によっても温泉を利用する旅館業に係る特定施設から排出されるほう素やふっ素の濃度は変動する。</p> <p>このように変動するほう素やふっ素の濃度に対してある基準値を設けて排水規制を行うことが妥当かどうかはなはだ疑問である。</p>	<p>高濃度のほう素、ふっ素含有水を飲用する等大量に摂取した場合、健康に影響が出ることが知られており、実際過去においてもふっ素等の影響による健康被害報告が確認されています。このため、人の健康を保護するため、水質汚濁防止法においてこれらの物質に係る排水基準を設定することが適切であると考えております。</p>
4	工業分野	<p>ほう素・ふっ素等に係る一律排水基準への適用に向け、暫定排水基準が適用されている業種に係る業界団体においても、これらの物質に係る排水濃度の調査や高濃度の排水を排出している事業場への個別指導を実施するとともに、新たな排水処理技術についても調査を行っているところだが、大都市にある中小企業においては、ほう素・ふっ素の排水中濃度を一律排水基準に適合する水準に低減させる実施可能かつ有効な排水処理技術は見つかっていない場合もある。</p> <p>国においては、中小企業が導入可能な排水処理技術について、早期に調査研究・開発を促進し、その実用化・普及に努めるとともに、環境負荷の少ないめっき加工技術についても、普及に努めることを要望する。また、大都市における中小企業の排水実態・操業の状況、適用可能な排水処理技術の動向等を十分に踏まえた上で、暫定排水基準を継続することが望ましい。</p>	<p>水質汚濁防止法では、一般排水基準による排水規制を基本としており、暫定排水基準が適用されている特定事業場においても速やかに一般排水基準を達成を図ることが必要です。</p> <p>他方、暫定排水基準の見直しに当たっては、各特定事業場における排出実態の把握を進めるとともに、排水濃度低減に向けた技術的な検討を進めており、今般の見直しに係る検討においても、暫定排水基準の対象となる各業種の特定事業場の排水の排出実態等を踏まえた上で、可能な範囲で、暫定排水基準値を見直し、延長及び一部改定を行うこととしたものです。今後の暫定排水基準の見直しに当たっても、こうした実態把握等を行った上で、必要な検討を行ってまいります。</p> <p>なお、環境負荷の少ないめっき加工技術の普及に関する御要望については、今回の意見募集の対象には含まれておりませんが、電気めっき業を含め、各事業者が排水処理施設を導入する場合に適用を受けることが可能な税制優遇や低利融資といった財政措置が引き続き継続されるよう、関係機関に働きかけて参ります。</p>